

～ 承認申請に必要な書類 ～

- 承認申請に必要な書類は下記のとおりです。書類の確認にご利用ください。
(⇒のマークは書類を入手するところです。)
- 『対象者として該当する』という承認を受けるために必要な申請です。
住宅取得（新築表示登記）後1年以内が申請期限です。
- 大垣市子育て世代等住宅取得支援事業利子補給承認申請書（第1号様式）
⇒住宅課窓口、大垣市ホームページ
- 世帯全員の住民票の写し（交付から3か月以内のもの）【原本】
※「続柄」を省略しない
※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの
⇒窓口サービス課、サービスセンターなど
- 金融機関等との金銭消費貸借契約書（金利特約書なども）、抵当権設定契約証書のコピー
⇒申請者所有または融資を受けている金融機関等
- 金融機関発行の住宅ローン残高証明書（残高は申請時直近のもの）【原本】
※年末残高の証明ではない
⇒融資を受けている金融機関等
- 金融機関発行の償還明細書（返済計画表）のコピー
⇒申請者所有または融資を受けている金融機関等
- 建物（住宅）の全部事項証明書
⇒法務局
- 不動産売買契約書のコピー ※原本も持参
【土地付き住宅（建売）購入の場合】
⇒申請者所有
- 住宅の敷地の位置を確認できる図面（配置図）
⇒申請者所有
- 各階の平面図（詳細がわかるもの）
⇒申請者所有
- 市税等完納証明書（申請時直近のもの）【原本】
※転入により大垣市で課税されていない方は、転入前の市町村発行のものを添付
（完納証明書や滞納・未納がない証明書を発行していない市町村は納税証明書）
⇒大垣市（課税課、サービスセンターなど）、転入された方は転入前市町村
- 店舗及び住宅の面積がわかる求積図及び求積表【店舗併用住宅の場合】
⇒住宅購入先
- 母子健康手帳等の妊娠を証明する書類のコピー ※原本も持参
【子どもはいないが、妊娠中である場合】
⇒母子健康手帳：保健センター、妊娠証明書：産婦人科

■■承認申請の時期について■■
登記簿（全部事項証明書）に、所有権の権利者として記載されてから申請してください。申請期限は取得日から1年後です。当年度中の利子支払額が10万円を超えないことが見込まれ、申請期限が翌年度中の方は、翌年度に承認申請をしたほうが有利になる場合もありますので、詳しくは、住宅課（TEL47-8184）へお問い合わせください。

